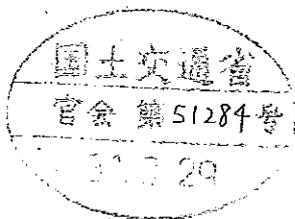


別添1



財計第1735号
平成31年3月29日

国土交通大臣 殿

財務大臣 麻生太郎



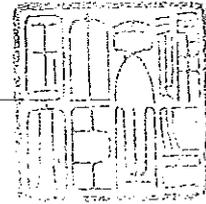
公共工事の代価の前金払について

平成31年3月27日付国官会第24734号をもって協議のあった標記
のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第24734号
平成31年3月27日

財務大臣 殿

国土交通大臣
石井 啓



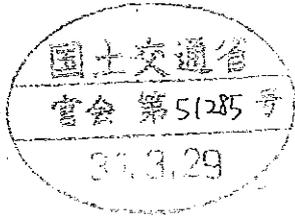
公共工事の代価の前金払について

平成31年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
<p>(工 事)</p> <p>1 件の請負代価が 300 万円以上の土木建築に関する工事 (土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。) において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。</p> <p>(設計又は調査)</p> <p>1 件の請負代価が 300 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費 (当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。</p> <p>(測 量)</p> <p>1 件の請負代価が 200 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費 (当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。</p> <p>(機械類の製造)</p> <p>契約価格が 3,000 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類 (本項中「工事用機械類」という。) の製造に必要な経費 (契約価格が 3,000 万円未満であっても、当該契約中に単価 1,000 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む)。</p>	<p>請負代価の 10 分の 4 (被災地域において行われるものについては 10 分の 5) 以内。</p> <p>ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 10 分の 5 (被災地域において行われるものについては 10 分の 6) 以内。</p> <p>請負代価の 10 分の 3 (被災地域において行われるものについては 10 分の 4) 以内。</p> <p>ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 10 分の 4 (被災地域において行われるものについては 10 分の 5) 以内。</p> <p>請負代価の 10 分の 3 (被災地域において行われるものについては 10 分の 4) 以内。</p> <p>ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 10 分の 4 (被災地域において行われるものについては 10 分の 5) 以内。</p> <p>製造代価の 10 分の 3 (被災地域において行われるものについては 10 分の 4) 以内。</p>

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。



財計第1737号
平成31年3月29日

国土交通大臣 殿

財務大臣 麻生太郎



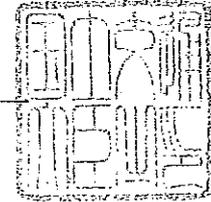
公共工事の代価の中間前金払について

平成31年3月27日付国官会第24735号をもって協議のあった標記
のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第24735号
平成31年3月27日

財務大臣 殿

国土交通大臣
石井 啓



公共工事の代価の中間前金払について

平成31年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
<p>1件の請負代価が1,000万円以上で、かつ、工期が150日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については1件の請負代価が300万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。</p>	<p>請負代価の10分の2以内。</p>	<p>(1) 工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。</p>

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

別添2

国土建第481号

平成31年3月29日

保証事業会社社長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

平成31年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第4条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例が継続されることとなりました。また、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例についても継続されることとなりました。

これを受け、下記の通り取り扱うこととしますので、適切に対応されるようよろしくお願いいたします。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いいたします。

記

1. 東日本大震災の被災地域における特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

(1) 平成23年4月22日から平成32年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結し平成23年4月22日から平成32年3月31日までに変更契約を締結した公共工事であつて、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるもの

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

(2) 平成23年4月22日から平成28年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成23年3月12日以後に新たに請負契約を締結し平成23年4月22日から平成28年3月31日までに変更契約を締結した公共工事であつて、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県、福島県及び東京都を除く。以下同じ。）において施工されるもの

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

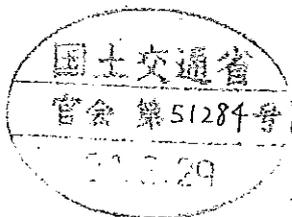
2. 用途拡大特例の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成32年3月31日までに払出しが行われるものとする。

なお、特例により前金払の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金

の上限は、前払金額の100分の25とされている。

また、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに請負契約を締結した工事に係る平成31年度の特例の適用については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。

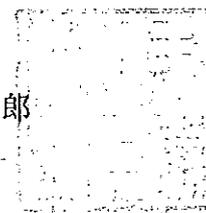
別 添



財計第1735号
平成31年3月29日

国土交通大臣 殿

財務大臣 麻生太郎



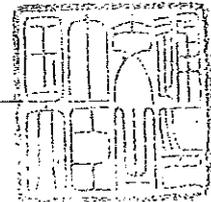
公共工事の代価の前金払について

平成31年3月27日付国官会第24734号をもって協議のあった標記
のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第24734号
平成31年3月27日

財務大臣 殿

国土交通大臣
石井 啓



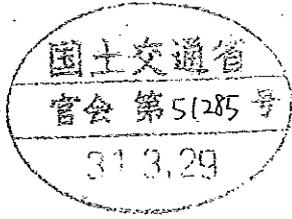
公共工事の代価の前金払について

平成31年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
<p>(工 事)</p> <p>1 件の請負代価が 300 万円以上の土木建築に関する工事 (土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。) において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。</p> <p>(設計又は調査)</p> <p>1 件の請負代価が 300 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費 (当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。</p> <p>(測 量)</p> <p>1 件の請負代価が 200 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費 (当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。</p> <p>(機械類の製造)</p> <p>契約価格が 3,000 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類 (本項中「工事用機械類」という。) の製造に必要な経費 (契約価格が 3,000 万円未満であっても、当該契約中に単価 1,000 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む)。</p>	<p>請負代価の 10 分の 4 (被災地域において行われるものについては 10 分の 5) 以内。</p> <p>ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 10 分の 5 (被災地域において行われるものについては 10 分の 6) 以内。</p> <p>請負代価の 10 分の 3 (被災地域において行われるものについては 10 分の 4) 以内。</p> <p>ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 10 分の 4 (被災地域において行われるものについては 10 分の 5) 以内。</p> <p>請負代価の 10 分の 3 (被災地域において行われるものについては 10 分の 4) 以内。</p> <p>ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 10 分の 4 (被災地域において行われるものについては 10 分の 5) 以内。</p> <p>製造代価の 10 分の 3 (被災地域において行われるものについては 10 分の 4) 以内。</p>

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。



財計第1737号
平成31年3月29日

国土交通大臣 殿

財務大臣 麻生太郎



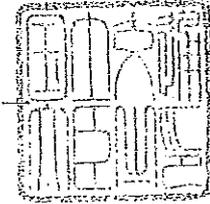
公共工事の代価の中間前金払について

平成31年3月27日付国官会第24735号をもって協議のあった標記
のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第24735号
平成31年3月27日

財務大臣 殿

国土交通大臣
石井 啓



公共工事の代価の中間前金払について

平成31年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
<p>1 件の請負代価が1,000万円以上で、かつ、工期が150日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については1件の請負代価が300万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。</p>	<p>請負代価の10分の2以内。</p>	<p>(1) 工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。</p>

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。